

就業規則 1

所定労働時間

1. 労働時間は、始業時刻を午前 9 時、終業時刻を午後 6 時とし、休憩時間は正午から午後 1 時までの 1 時間とする。
2. 1 週間の所定労働時間は 40 時間とし、1 日あたりの労働時間は 8 時間とする。